

大口町まちづくり基本条例の運用について

「大口町まちづくり基本条例」の議決（6/17）・施行（6/22）

7月

○地域懇談会の開催（全11地区）

- ・「これからの地域協働とは」をテーマに、条例施行の周知を兼ね、条例のポイント（特に地域自治について）を説明。

■第18回策定会議

- ・条例の運用（規則整備のスケジュール等）について

○地域自治の検討開始
※事務局（町民安全課＋地域振興課）

検討中の案

〈 準備期 〉

○地域自ら自治の必要性に気づき、これからの自治の在り方や必要な仕組みについて考えられるよう、（仮称）地域委員会を設置し、その活動をサポートするための必要な準備を整える。

8月

○規則の整備と職員説明

- ・規則の整備
※第5章「参加と協働の約束に基づく制度」
第6章「住民投票制度」
- ・職員説明会を開催し、行政活動への理念・ルール等の反映を徹底

9月

■第19回策定会議

- ・規則（案）について
- ・意見公募手続（パブコメ）の実施について

〈 学習期 〉

○10月から年度末までの半年間を、地域自治の「学習期」と位置づけ、（仮称）地域委員会を中心に次の活動を実施する。

10月

文教福祉委員会・全員協議会

〈 行政経営会議 〉

11月

意見公募手続（パブリックコメント）

■第20回策定会議

- ・規則案の決定

- ・ガイダンス
- ・（仮）地域自治セミナーの開催
- ・（仮）地域自治を考えるワークショップ
- ・先進事例勉強会

など

〈 行政経営会議 〉

12月

例規審査会

12月議会（文教福祉委員会・全員協議会）

■逐条解説とパンフレットの作成

- ・条例の逐条解説と、規則部分（新たな制度）の説明を重点的に分かりやすく説明したパンフレットの2種類を作成。

※パンフレットは、「広報おおぐち4月号」と時期を合わせて全戸配布する。